## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、和泉市指定給水 装置工事事業者規程第4条第3号アからクまでのいずれにも該当 しない者であることを誓約します。



## ☆和泉市指定給水装置工事事業者規程第4条第3号

- ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- **ウ** 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- エ 第7条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない 者
- **オ** その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行 為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
- キ 和泉市暴力団排除条例(平成24年和泉市条例第1号)第2条第4号及び和泉市暴力団排除条例施行規則(平成24年和泉市規則第41号)第3条に規定する暴力団密接関係者
- ク 法人であって、その役員のうちにアからキまでのいずれかに該当する者があるもの

和泉市長 あて